（別紙）

牛舎棟牛床仕切り柵修繕業務および換気扇増設・移設業務委託仕様書

1　業務名

牛舎棟牛床仕切り柵修繕業務および換気扇増設・移設業務委託（以下「本業務」という。）

2　業務場所

倉吉市関金町大鳥居１２３８　鳥取県立農業大学校

3　業務概要

本業務は、搾乳牛房の牛床仕切り柵（パーテーション）の取り替え及び換気扇の増設および既存換気扇の付け替えを行う。

4　業務内容

（１）牛床仕切り柵修繕業務

名称	規格・仕様	数量	単位
① ﾌﾘｰｽﾄｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ	PVC 素材、θ75mm、上 1750mm、下 2200mm	２４	本
② ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ取り付けサヤ管	亜鉛メッキ品、BT、NT	２４	式
③ ネックパイプ	PVC 素材、L=4000	８	本
④ 交差金具	K-40×40	２４	式
⑤ 既存撤去、加工、設置工事		１	式
⑥ 工具損料、消耗品		１	式
⑦ 運賃、諸経費		１	式

（２）換気扇増設・移設業務

名称	規格・仕様	数量	単位
① １ｍ丸形換気扇	フルタ ETR10216	６	台
② インバーター	三菱電機　FD-D720　3.7kw	１	台
③ 換気扇設置工事	吊り下げチェーン、シャックル等込み	６	式
④ 既存換気扇移設	吊り下げチェーン、シャックル等込み	２	式
⑤ 高所作業車		１	式
⑥ 電気工事		１	式
⑦ 諸経費		１	式

5　業務期間

契約締結日から令和７年１２月２６日まで

6　特記事項

（１）諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図ること。

（２）共通仕様

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務

共通仕様書によること。

（３）業務完了報告書

受注者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を１部作成（業務内容等により状況写真を添付）すること。

（４）損失負担

本業務の実施に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、補償すること。

（５）疑義

本業務の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けた後に作業を行う。

（６）その他

本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設の運営に支障を生じないようにすること。

７　一般共通事項

（１）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（２）秘密の保持

ア　受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ　受注者は、本業務に従事する者並び（３）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ　発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ　アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

（３）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

（４）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

（５）委託料の支払

ア　受注者は、本業務が完了したときは６の（３）で定める業務完了報告書を発注者へ提出し、発注者の検査を受けること。

イ　受注者は、発注者の検査完了通知受領後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

ウ　発注者は、正当な請求書を受理した日から３０日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

エ　発注者が、正当な理由なくウに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号）第１２０条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

（６）仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

（７）その他

　この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

８　現状写真

（１）　牛床仕切り柵

（２）　換気扇